

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-105 側方衝突警報装置</p> <p>7-105-1 装備要件</p> <p>(1) 次に掲げる自動車((2)の自動車を除く。)には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し7-105-2の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第43条の9関係)</p> <p>① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8tを超えるもの</p> <p>② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。(保安基準第43条の9関係、細目告示第145条の5関係)</p> <p>① 被牽引自動車</p> <p>② 道路維持作業用自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</p> <p>③ 道路維持作業用自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</p> <p>④ 緊急自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</p> <p>⑤ 緊急自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</p> <p>7-105-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S3の5.(5.2.を除く。)及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R151-00-S3の2.16.の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。(細目告示第145条の5関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>7-105-3 欠番</p> <p>7-105-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-105-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第51条の5関係)</p> <p>① 令和4年4月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年4月30日以前のもの</p>	<p>8-105 側方衝突警報装置</p> <p>8-105-1 装備要件</p> <p>(1) 次に掲げる自動車((2)の自動車を除く。)には、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し8-105の基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。(保安基準第43条の9関係)</p> <p>① 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8tを超えるもの</p> <p>② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあつては、側方衝突警報装置を備えることを要しない。(保安基準第43条の9関係、細目告示第223条の5関係)</p> <p>① 被牽引自動車</p> <p>② 道路維持作業用自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</p> <p>③ 道路維持作業用自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</p> <p>④ 緊急自動車であつて、車両前部に特殊な装備を有するもの</p> <p>⑤ 緊急自動車であつて、車両左側に特殊な装備を有するもの</p> <p>8-105-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止できるものとして、機能、性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第223条の5関係)</p> <p>① 側方衝突警報装置の作動中は、確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、側方衝突警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>8-105-3 欠番</p> <p>8-105-4 適用関係の整理</p> <p>7-105-4の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの</p> <p>7-105-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、側方衝突警報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第51条の5関係)</p> <p>① 令和4年4月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と側方衝突警報装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年4月30日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの</p>	